平成２１年（フ）第７８号
広島県三原市宮浦６丁目19―７　マンションＯＮＯ－ＩＶ201号室、住民票上の住所広島県三原市宮浦６丁目19番７号
破産者　上重　隆幸
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成１９年（フ）第５７６号
東京都調布市深大寺南町３丁目17番地１　深大寺レジデンスＦ121、破産手続開始決定時の住所東京都杉並区下高井戸４―42―14
破産者　光成　慎二
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６２８号
大分市大字上宗方777番地の93
破産者　日隈　尚武
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０５号
大分市坂ノ市南４丁目16番29号　グリーンハイム205
破産者　松田　哲也
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６６号
群馬県藤岡市下栗須251番地１
破産者　山川　定男
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2327番地66
破産者　升井　栄一
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９０７号
大阪市浪速区恵美須西３丁目５番７号
破産者　増谷　大吾
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７３号
大阪府八尾市栄町２丁目12番５号　安本ハイツ101号
破産者　菅沼　末吉
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３４４号
福岡市早良区祖原７番23号
破産者　高松　　宏
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８号
釧路市白金町１番９号　１号棟
破産者　齊藤　貴輝
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
三重県名張市桔梗が丘西３番町１街区100番地、前住所栃木県那須塩原市橋本町２番28号
破産者　藤田キヌ子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４１６号
埼玉県春日部市増田新田306番地１、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区本丸１丁目37番14号
破産者　荒井　信行
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
京都市下京区西七条掛越町27　グランドール西大路413号、破産手続開始時の住所京都市北区等持院南町５番地の43
破産者　伊庭商店こと　伊庭　健二
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
広島市西区庚午南２丁目37番９号、破産手続開始決定時の住所広島市西区庚午中１丁目４番33―501号
破産者　渡邊　浩一
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６２号
千葉県市川市鬼高３丁目12番39―514号、開始決定時の住所福岡市博多区吉塚４丁目11番20号
破産者　伸孝建設こと　塚本　孝親
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６５号
福岡県前原市前原北２丁目１番37号　102
破産者　陣ノ内正彦
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７号
福岡市中央区清川１丁目４番１―901号室、開始決定時の住所福岡市東区高美台２丁目９番６号
破産者　中川　善行
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部